

職員の分限についての手続及び効果に関する条例（昭和27年清水町条例第9号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(失職の例外)</p> <p>第5条 任命権者は、交通事故により<u>法第16条第1号</u>の規定に該当するに至った職員のうち、刑の執行を猶予された者については、情状により、特にその職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(失職の例外)</p> <p>第5条 任命権者は、交通事故により<u>法第16条第2号</u>の規定に該当するに至った職員のうち、刑の執行を猶予された者については、情状により、特にその職を失わないものとするすることができる。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。